

daily コラム

2018年10月26日(金)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

自筆証書遺言保管制度の新設 と遺言書の方式緩和

自筆証書遺言保管制度の新設

平成30年7月6日、法務局における遺言書の保管等に関する法律が成立し、法務局において自筆証書遺言を保管する制度が新たに設けられることとなりました。

新たな制度では、予め保管申請しておく、遺言者が死亡した後に相続人が法務局において、遺言書保管事実証明書及び遺言書情報証明書の交付請求、遺言書原本の閲覧請求をすることができるようになります。また、相続人の1人に遺言書情報証明書を交付した場合または遺言書の閲覧をさせた場合には、法務局から他の相続人等に遺言書が保管されている旨が通知されることとなります。

紛失・改ざんなどのリスク

自宅で自筆証書遺言を保管した場合、紛失・亡失の可能性がありますし、遺言書の内容によっては相続人による廃棄、隠匿、改ざんの恐れがあります。実際、その内容に不満を持った相続人が意図的に廃棄する、内容を書き換えるといったことにより相続手続きや相続税申告に支障が出るケースも見受けられます。

相続手続きと相続税申告をスムーズに

相続税の申告は被相続人が死亡したこと

を知った日の翌日から10か月以内に行うことになっています。ところが、相続財産の把握や財産分割には思いのほか時間がかかるものです。自筆証書遺言があった場合でも家庭裁判所で検認という手続きが必要になり、最低でも1か月はかかるのが現状です。保管制度を利用すると検認は不要です。保管制度を利用すると検認は不要ですし、自筆証書遺言で財産目録と遺言者の意思表示が分かりますので、相続手続きと相続税申告書作成がスムーズにできると期待されます。なお、保管制度の施行日は今後政令で定められることとなりますが、施行前には法務局に遺言書の保管を申請することはできませんのでご注意ください。

遺言書の方式緩和

現民法では自筆証書遺言は全文を自筆する必要がありますが、民法改正によりパソコンで作成した財産目録、通帳のコピー、登記事項証明書等の自書によらない財産目録を別途添付することが可能となります。

財産目録には遺言者の署名押印を行うことで偽造を防止します。この改正は平成31年1月13日から施行されます。



財産目録の作成を税理士に相談し、パソコンで作成してもらうことも可能になります。

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

民法及び家事事件手続き法の一部を改正する法律について

平成30年7月6日、「民法及び家事事件手続き法の一部を改正する法律について」が成立しました(同年7月13日公布)。

民法のうち相続税の分野は、昭和55年以来、大きな見直しはされてきませんでした。相続開始時における配偶者の高齢化などに対応するために、改正の必要性が高まっていました。

法務局 HP

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html

法務局における遺言書の保管等に関する法律

平成30年7月6日、「法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)」が成立しました(同年7月13日公布)。

この法律は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新たに設けるものです。

施行期日は、今後政令で定められることとなりますが、公布の日から2年以内に施行されることがされており、施行前には法務局に対して遺言書の保管を申請することはできません。

遺言書の保管の申請、遺言書の閲覧請求、遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付の請求に当たっては、手数料がかかります。

法務局 HP

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

自筆証書遺言の方式緩和

(改正後)

民法 968 条

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自書証書にこれと一体のものとして相続財産(第997条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。

3 自書証書(前項の目録を含む。)中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

法務局 HP

<http://www.moj.go.jp/content/001263487.pdf>